

鋼船規則

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び
消火設備

鋼船規則 R 編
鋼船規則検査要領 R 編

2021 年 第 2 回 一部改正
2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 規則 第 54 号 / 達 第 51 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 規則 第 54 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021 年 12 月 16 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2021年12月27日 規則 第54号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

19 章 危険物の運送

19.2 総則

19.2.2 貨物区域の種類による適用*

(1)を次のように改める。

次の貨物区域の分類に従って、表 R19.1 を適用する。また、(7)のばら積貨物区域に対しては、表 R19.1 に代えて表 R19.2 を適用する。

- (1) 暴露甲板貨物区域 (以下の(2)から(6)に該当する区域を含む。)
(2)から(7)は省略)

26 章 固定式泡消火装置

26.3 固定式高膨脹泡消火装置

26.3.5 設置後の試験要件

-3.として次の1項を加える。

-3. 泡の放出試験を行い、その効力を確認する。ただし、本会が適当と認める場合にはこの限りでない。

37章 ヘリコプタ施設の泡消火装置

37.2 定義

37.2.6 を次のように改める。

37.2.6 ホースリール泡ステーション

「ホースリール泡ステーション」とは、発泡ノズル及び折りたたみ式でないホースが、固定式泡プロポーション及び固定式泡原液タンクと共通の枠組みに取り付けられたものをいう。「ホースリール泡ステーション」は、本会が適当と認めるものであること。

附 則

1. この規則は、2021年12月27日から施行する。

鋼船規則検査要領

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

要
領

2021 年 第 2 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 達 第 51 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021年12月27日 達 第51号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

R 編 防火構造, 脱出設備及び消火設備

改正その1

R3 定義

R3.2 定義

R3.2.4 として次の1条を加える。

R3.2.4 「B」級仕切り

不燃性の芯材と可燃性の化粧張りで構成される仕切りは, 次の(1)から(3)の要件を満足することを条件として, 「B」級仕切りとして使用することができる。

- (1) 不燃性の芯材が火災試験方法コード附属書1, 第1部に従って試験されていること。
- (2) 「B」級仕切りが火災試験方法コード附属書1, 第3部に従って試験されていること。
- (3) 化粧張りが火災試験方法コード附属書1, 第5部及び附属書1, 第2部(該当する場合)に従って試験されていること。

R3.2.10 として次の1条を加える。

R3.2.10 「C」級仕切り

不燃性の芯材と可燃性の化粧張りで構成される仕切りは, 次の(1)及び(2)の要件を満足することを条件として, 「C」級仕切りとして使用することができる。

- (1) 不燃性の芯材が火災試験方法コード附属書1, 第1部に従って試験されていること。
- (2) 化粧張りが火災試験方法コード附属書1, 第5部及び附属書1, 第2部(該当する場合)に従って試験されていること。

1. この達は, 2021年12月27日から施行する。

R19 危険物の運送

R19.2 総則

R19.2.2 を次のように改める。

R19.2.2 貨物区域の種類による適用

~~1. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、ロールオン・ロールオフ区域であって当該区域の上方並びに前端及び後端が完全に開放しているものについては、暴露甲板貨物区域とする。~~

~~2. 規則 R 編 19.2.2(3)でいう「コンテナ貨物区域」とは、コンテナの積載のためのセルガイドを有する貨物区域をいう。~~

~~3. 規則 R 編 19.2.2 の適用上、車両積載区域は、規則 R 編 19.2.2(4)又は(5)に規定するロールオン・ロールオフ区域とする。~~

~~4. 規則 R 編 19.2.2(7)について適用する要件は、IMSBC Code の Group B に掲げる貨物（MHB に該当する貨物を除く。）の運送に対するもので、その他の固体ばら積み危険物の運送については、関係主管庁の指示によること。~~

R26 固定式泡消火装置

R26.3 固定式高膨脹泡消火装置

R26.3.5 として次の 1 条を加える。

R26.3.5 設置後の試験要件

規則 R 編 26.3.5-3.にいう「本会が適当と認める場合」とは固定式高膨脹泡消火装置が、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 船舶安全法第六条第 3 項（予備検査）又は第六条の四第 1 項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R29 固定式火災探知警報装置

R29.2 工学的仕様

R29.2.1 を次のように改める。

R29.2.1 総則

-1. 規則 R 編 29.2.1-2.(4)の適用上, 規則 C 編 13.3.3 に従って設置される水密戸であつて防火扉としても使用される水密戸は, 火災を検知した際に自動閉鎖しないものであること。

-2. 規則 R 編 29.2.1-5.の適用上, “*General Requirements for Electromagnetic Compatibility for All Electrical and Electronic Equipment*” (決議 A.813(19))を参照すること。

R37 ヘリコプタ施設の泡消火装置

R37.2 として次の1節を加える。

R37.2 定義

R37.2.6 ホースリール泡ステーション

規則 R 編 37.2.6 で規定する「本会が適当と認めるもの」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものとする。

- (1) 船舶安全法第六条第3項（予備検査）又は第六条の四第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検定に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

R37.3 工学的仕様

R37.3.7 を次のように改める。

R37.3.7 ホースリール、モニタ及び甲板一体型泡ノズルの性能

規則 R 編 37.3.7-2.の適用上、「甲板一体型泡ノズル」は、~~次~~BS EN 13565-1:2003+A1:2007の基準を参照することができる。

- ~~(1) BS EN 13565-1:2003+A1:2007~~
- ~~(2) 主管庁が適当と認める基準~~

附 則

1. この達は、2021年12月27日から施行する。

R10 消火

R10.8 貨物タンクの保護

R10.8.1 固定式甲板泡装置

-1.を次のように改める。

-1. 規則 R 編 10.8.1 の適用上、固定式甲板泡装置に使用するポンプは、主消火ポンプ又は非常用消火ポンプと兼用して差し支えない。ただし、このポンプは、甲板泡装置と通常の射水に対して要求される量の水を同時に供給できるものとする。また、~~共通の管装置により給水する場合、モニターの使用に必要な圧力において、通常の射水が一人の人間により安全に行えることを実証すること。~~

附 則

1. この達は、2021年12月27日から施行する。
2. 2014年7月1日より前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

R20.5 消火

R20.5.1 固定式消火設備

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 20.5.1-3.にいう「他の固定式消火装置」については、“*Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces*” (MSC.1/Circ.1430/Rev.42)の第1項、第2項、第3項及び第5項の要件に適合すること。

R27 固定式加圧水噴霧及び水煙消火装置

R27.2 工学的仕様

R27.2.3 を次のように改める。

R27.2.3 ロールオン・ロールオフ区域及び車両積載区域用の固定式水系消火装置

規則 R 編 27.2.3 にいう「本会が適当と認めるもの」とは、“*Revised Guidelines for the Design and Approval of Fixed Water-based Fire-Fighting Systems for Ro-ro Spaces and Special Category Spaces*” (MSC.1/Circ.1430/Rev.42) の要件に適合し、かつ、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 船舶安全法第6条第3項（予備検査）又は第6条の4第1項（型式承認）の規定に基づく検査又は検定に合格したもの
- (2) 一般財団法人日本舶用品検定協会の行う検査に合格したもの
- (3) 前(1)及び(2)に掲げるものと同等の効力があると認められるもの

附 則

1. この達は、2022年1月1日から施行する。
2. 2021年1月1日前に搭載された固定式水系消火装置にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

R35 イナートガス装置

R35.2 工学的仕様

R35.2.2 すべての装置に対する要件

-1.(1)を次のように改める。

-1. 規則R編35.2.2-1.(3)においてスクラバ及び送風機ケーシングからの排水管にプラスチック管を使用する場合には次によること。

- (1) 材料，設計要件，配管，管の接合，試験，検査等については，検査要領規則 D 編 附属書 D12.1.6-2.「プラスチック管に関する検査要領」によること。
- (2) (省略)

附 則

1. この達は、2022年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
 2. 次のいずれにも該当しない管装置にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
 - (1) 施行日以降に使用承認の申込みのあった管装置
 - (2) 施行日以降に使用承認の更新を行う管装置
 - (3) 施行日以降に建造契約*が行われる船舶に搭載される管装置
- * 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込み者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。